

# 福岡県公報

令和 7 年 4 月 11 日  
第 587 号

## 目 次

### 告 示 (第 245 号 - 第 257 号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 1
- 都市計画事業の認可 (公園街路課) ..... 2
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 2
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) ..... 2
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) ..... 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 3
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) ..... 3
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) ..... 4
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) ..... 5
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) ..... 6
- 認定鳥獣捕獲等事業者の変更の認定 (経営技術支援課) ..... 7
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (環境保全課) ..... 8

### 公 告

- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (住宅計画課) ..... 8
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課) ..... 8
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) ..... 8
- 一般競争入札の実施 (総務事務厚生課) ..... 10
- 事業計画の変更に係る都市計画事業の施行 (公園街路課) ..... 14
- 意見募集の結果の公示 (障がい福祉課) ..... 15
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (建築指導課) ..... 15

- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (建築指導課) ..... 15
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (建築指導課) ..... 15
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 16
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (がん感染症疾病対策課) ..... 16
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (がん感染症疾病対策課) ..... 16
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) ..... 16
- 都市計画事業の施行 (公園街路課) ..... 17
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) ..... 17
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) ..... 17
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 17
- 国土調査の成果の認証 (農山漁村振興課) ..... 17

## 告 示

### 福岡県告示第 245 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 11 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯 塚	国 道	322号	前	嘉麻市下山田510番20先から 嘉麻市大隈町249番8先まで	6.9 ～ 140.4	5989.2
			前	嘉麻市下山田510番20先から 嘉麻市大隈町249番8先まで	10.0 ～ 96.0	2650.0
			後	嘉麻市下山田510番20先から 嘉麻市大隈町249番8先まで	6.9 ～ 140.4	5989.2

			後	嘉麻市下山田510番20先から 嘉麻市大隈町249番8先まで	10.0 ～ 96.0	2650.0
--	--	--	---	-----------------------------------	-------------------	--------

**福岡県告示第246号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和7年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称  
福岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
福岡広域都市計画道路事業 3・4・1-214号 周船寺駅南線
- 3 事業施行期間  
令和7年4月11日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
福岡市西区大字飯氏字柳、字原尻、字双田、字横田、字鏡原、字原辻、字カハクボ、並びに大字周船寺字リキサタ
  - (2) 使用の部分  
なし

**福岡県告示第247号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和7年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林の所在場所  
福岡市早良区大字東入部字熊本1477・1478の1・1478の2（以上3筆について次の

図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第248号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成30年12月福岡県告示第1071号朝倉筑前都市計画下水道事業甘木公共下水道（特定環境保全公共下水道）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和7年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称  
朝倉市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
朝倉筑前都市計画下水道事業甘木公共下水道（特定環境保全公共下水道）
- 3 事業施行期間  
平成7年12月15日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

**福岡県告示第249号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成31年3月福岡県告示第132号京築広域都市計画下水道事業行橋公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和7年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

行橋市

2 都市計画事業の種類及び名称

京築広域都市計画下水道事業行橋公共下水道

3 事業施行期間

平成6年3月9日から令和14年3月31日まで

4 事業地

(1) 取用の部分

平成31年3月福岡県告示第132号の事業地に行橋市大橋二丁目の一部を加える。

(2) 使用の部分

変更なし

**福岡県告示第250号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築 県 道		苅 田 採銅所線	前	京都郡苅田町京町二丁目14番9先から 京都郡苅田町大字馬場632番3先まで	8.0 ～ 14.1	114.2
			後	京都郡苅田町京町二丁目14番9先から 京都郡苅田町大字馬場632番3先まで	8.0 ～ 12.0	114.2

**福岡県告示第251号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年4月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	苅 田 採銅所線	京都郡苅田町京町二丁目14番9先から 京都郡苅田町大字馬場632番3先まで

**福岡県告示第252号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和7年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所での実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和7年5月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	粕屋町役場 北側倉庫	粕屋町
	令和7年5月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	粕屋町役場 北側倉庫	
	令和7年5月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	久山町役場 旧森林組合横	久山町
	令和7年5月16日	10:00~12:00 13:00~15:00	カルチャーセンター 大会議室	須恵町
	令和7年5月19日	10:00~12:00 13:00~15:00	シーメイト エントランスホール前	志免町
	令和7年5月21日	10:00~12:00 13:00~15:00	古賀東区公民館	古賀市
	令和7年5月22日	10:00~12:00 13:00~15:00	古賀東区公民館	
	令和7年5月23日	10:00~12:00 13:00~15:00	古賀東区公民館	
	令和7年5月26日	10:30~12:00 13:00~15:00	新宮相島漁業協同組合本所	新宮町
	令和7年5月27日	10:00~12:00 13:00~15:00	新宮町役場	
	令和7年5月28日	10:00~12:00 13:00~15:00	新宮町役場	
	令和7年5月29日	10:00~12:00 13:00~15:00	宇美町役場 1階多目的ホール	宇美町
	令和7年5月30日	10:00~12:00 13:00~15:00	オアシス篠栗 研修室	篠栗町
	令和7年5月31日から 令和7年7月30日まで	左欄の間に行う検査については、粕屋町、久山町、須恵町、志免町、古賀市、新宮町、宇美町及び篠栗町と協議の上、指示する。		

イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和7年5月31日から 令和7年7月30日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	粕屋町 久山町 須恵町 志免町 古賀市 新宮町 宇美町 篠栗町
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	令和7年5月31日から 令和7年7月30日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	粕屋町 久山町 須恵町 志免町 古賀市 新宮町 宇美町 篠栗町

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和7年5月31日から 令和7年8月30日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		粕屋町 久山町 須恵町 志免町 古賀市 新宮町 宇美町 篠栗町

福岡県告示第253号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和7年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 実施機関  
一般社団法人福岡県計量協会
- 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域	
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和7年6月3日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑前あさくら農業協同組合 宝珠山営農センター	東峰村	
	令和7年6月4日	10:00~12:00 13:00~15:00	東峰村小石原公民館		
	令和7年6月5日	10:00~12:00 13:00~15:00	ファームステーションバサロ		
	令和7年6月6日	10:00~12:00 13:00~15:00	久喜宮体育センター		
	令和7年6月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	J A筑前あさくら 杷木支店		
	令和7年6月10日	10:00~12:00 13:00~15:00	三連水車の里あさくら	朝倉市	
	令和7年6月11日	10:00~12:00 13:00~15:00	三連水車の里あさくら		
	令和7年6月12日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉体育センター		
	令和7年6月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	J A筑前あさくら 秋月支店		
	令和7年6月16日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市役所		
	令和7年6月17日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市役所		
	令和7年6月18日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市役所		
	令和7年6月19日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市役所		
	令和7年6月20日	10:00~12:00 13:00~15:00	めくばーる		
	令和7年6月23日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑前町役場		筑前町

	令和7年6月24日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑前町役場	
	令和7年6月25日	10:00~12:00 13:00~15:00	大刀洗町社会福祉協議会 会議室A B	大刀洗町
	令和7年6月26日	10:00~12:00 13:00~15:00	小郡市体育館 1階ロビー	小郡市
	令和7年6月27日	10:00~12:00 13:00~15:00	小郡市体育館 1階ロビー	
	令和7年6月28日から 令和7年8月27日まで	左欄の間に行う検査については、東峰村、朝倉市、筑前町、大刀洗町及び小郡市と協議の上、指示する。		東峰村 朝倉市 筑前町 大刀洗町 小郡市
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和7年6月28日から 令和7年8月27日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		東峰村 朝倉市 筑前町 大刀洗町 小郡市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	令和7年6月28日から 令和7年8月27日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		東峰村 朝倉市 筑前町 大刀洗町 小郡市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和7年6月28日から 令和7年9月27日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		東峰村 朝倉市 筑前町 大刀洗町 小郡市

福岡県告示第254号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器

の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和7年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和7年7月14日	10:00～12:00 13:00～15:00	小波瀬コミュニティセンター	荇田町
	令和7年7月15日	10:00～12:00 13:00～15:00	小波瀬コミュニティセンター	
	令和7年7月16日	10:00～12:00 13:00～15:00	みやこ町コミュニティセンター いこいの里	みやこ町
	令和7年7月17日	10:00～12:00 13:00～15:00	みやこ町豊津福祉センター すどりの里	
	令和7年7月18日	10:00～12:00 13:00～15:00	みやこ町役場 別館	
	令和7年7月22日	10:00～12:00 13:00～15:00	行橋南公民館	行橋市
	令和7年7月23日	10:00～12:00 13:00～15:00	仲津公民館	
	令和7年7月24日	10:00～12:00 13:00～15:00	今川公民館	
	令和7年7月25日	10:00～12:00 13:00～15:00	延永公民館	
令和7年7月26日から 令和7年9月25日まで	左欄の間に行う検査については、荇田町、みやこ町及び行橋市と協議の上、指示する。		荇田町 みやこ町 行橋市	

イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和7年7月26日から 令和7年9月25日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	荇田町 みやこ町 行橋市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	令和7年7月26日から 令和7年9月25日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	荇田町 みやこ町 行橋市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和7年7月26日から 令和7年10月25日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		荇田町 みやこ町 行橋市

福岡県告示第255号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和7年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和7年7月29日	10:00~12:00 13:00~15:00	道の駅 歓遊舎ひこさん	添田町
	令和7年7月30日	10:00~12:00 13:00~15:00	道の駅 歓遊舎ひこさん	
	令和7年7月31日	10:00~12:00 13:00~15:00	道の駅 歓遊舎ひこさん	
	令和7年8月1日	10:00~12:00 13:00~15:00	赤村住民センター 大ホール前ロビー	赤村
	令和7年8月5日	10:00~12:00 13:00~15:00	下真崎公民館	川崎町
	令和7年8月6日	10:00~12:00 13:00~15:00	川崎町コミュニティセンター	
	令和7年8月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	公民館金田分館	福智町
	令和7年8月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	公民館金田分館	
	令和7年8月19日	10:00~12:00 13:00~15:00	大任町役場	大任町
	令和7年8月20日	10:00~12:00 13:00~15:00	フレッシュワークかわら	香春町
	令和7年8月21日	10:00~12:00 13:00~15:00	フレッシュワークかわら	
	令和7年8月22日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸田町役場 敷地内 駐車場	糸田町
	令和7年8月25日	10:00~12:00 13:00~15:00	田川文化センター 1階展示ホール	田川市
	令和7年8月26日	10:00~12:00 13:00~15:00	田川文化センター 1階展示ホール	
令和7年8月27日	10:00~12:00 13:00~15:00	田川文化センター 1階展示ホール		
令和7年8月28日	10:00~12:00 13:00~15:00	田川文化センター 1階展示ホール		
令和7年8月28日	10:00~12:00 13:00~15:00	田川文化センター 1階展示ホール		

	令和7年8月29日 から 令和7年10月28日 まで	左欄の間に行う検査については、添田町、赤村、川崎町、福智町、大任町、香春町、糸田町及び田川市と協議の上、指示する。	添田町 赤村 川崎町 福智町 大任町 香春町 糸田町 田川市
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和7年8月29日 から 令和7年10月28日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	添田町 赤村 川崎町 福智町 大任町 香春町 糸田町 田川市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	令和7年8月29日 から 令和7年10月28日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	添田町 赤村 川崎町 福智町 大任町 香春町 糸田町 田川市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和7年8月29日 から 令和7年11月28日 まで			添田町 赤村 川崎町 福智町 大任町 香春町 糸田町 田川市

福岡県告示第256号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の規定に基づき、令和7年2月3日付けで鳥獣捕獲等事業の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のように公

示する。

令和7年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

事業者の名称	住所	代表者の氏名
一般社団法人福岡県猟友会	福岡市博多区博多駅東2-8-22 第1よしみビル206号	不老 安正

### 福岡県告示第257号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和7年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定する形質変更時要届出区域  
鞍手郡鞍手町大字木月字石堀場2037番3の一部
- 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物

## 公 告

### 公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

令和7年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
---------	---------	----------------	-------

合同会社ほくと	宗像市三郎丸一丁目1-37	宗像市三郎丸一丁目1-37	令和7年3月27日
---------	---------------	---------------	-----------

### 公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

令和7年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 組合の名称  
那珂川市道善・恵子土地区画整理組合
- 事業施行期間  
令和3年7月27日から令和9年3月31日まで
- 施行地区  
那珂川市大字道善、大字恵子、道善五丁目、恵子一丁目、恵子二丁目及び恵子三丁目の各一部
- 事務所の所在地  
那珂川市道善五丁目38番地渡辺第一ビル201
- 設立認可の年月日  
令和3年7月14日
- 変更認可の年月日  
令和7年3月31日

### 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和7年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類  
福岡県庶務事務システムの開発及び運用保守に係る業務委託
- 2 競争入札参加者の資格
  - (1) 競争入札に参加することができない者
    - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
    - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
    - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
    - エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
      - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
      - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
      - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
    - オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
    - カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
    - キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
    - ク 消費税及び地方消費税に未納のある者
    - ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
  - ア 従業員数
  - イ 年間売上高
  - ウ 自己資本金
  - エ 流動比率
  - オ 経営年数
  - カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
  - (1) 申請方法  
次の書類を知事に提出するものとする。
    - ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
    - イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
    - ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
    - エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
    - オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
    - カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
    - キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
    - ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障がい者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
    - ケ 営業概要表（様式第5号）

- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）  
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間  
この公告の日から令和7年5月9日（金曜日）までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知  
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間  
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年10月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続  
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月中に実施する福岡県競争入札

参加資格審査の申請をすること。

## 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける業務委託契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 契約の名称  
福岡県庶務事務システムの開発及び運用保守に係る業務委託契約
- (2) 契約内容及び仕様等  
入札説明書による。
- (3) 契約期間  
契約締結日から令和14年3月31日まで
- (4) 納入場所  
福岡県総務部総務事務厚生課  
福岡県教育庁教育総務部財務課

### 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加者資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者

### 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

- ・ 申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和7年6月3日（火）現在において、次の条件を満たすこと。

入札参加に当たっては、単独で参加する場合のほか、共同で参加できるものとし、単独参加の場合は次の(1)に掲げる要件の全てを、共同参加の場合は次の(2)に掲げる要件の全てを満たしていることを条件とする。

(1) 単独参加の場合の資格要件

ア 2の入札参加資格を有し、その業種及び等級が次の条件を満たしていること。

大分類	中分類	業種名	等級
13	07	サービス業種その他（ソフトウェア開発）	AA

イ 本件入札への共同参加を行っていないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

エ 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者であること。

オ 都道府県、政令指定都市若しくは中核市又は国（独立行政法人を含む。）の職員を利用対象とした庶務事務システムの導入業務の実績を有すること。

(2) 共同参加の場合の資格要件

ア 共同参加者の全てが、2の入札参加資格を有し、その業種及び等級が次の条件を満たしていること。

大分類	中分類	業種名	等級
13	07	サービス業種その他（ソフトウェア開発）	AA

イ 本件入札への単独参加又は他の共同参加を行っていないこと。

ウ 共同参加者の全てが(1)ウ及びエの要件を満たしていること。

エ 共同参加者のいずれかが、(1)オの要件を満たしていること。

5 当該業務委託契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課給与支給班

福岡県教育庁教育総務部財務課教育給与支給班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号（県庁行政棟3階南棟西側）

電話番号 092-643-3041

電子メール kyuyo@pref.fukuoka.lg.jp

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札説明書及び調達仕様書の交付

この公告の日から令和7年4月16日（水）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付するほか、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）からダウンロードすることにより入手することができる。

ただし、調達仕様書の各別紙資料については、「秘密保持誓約書」を提出した者のみ配付する。当該資料が必要な場合は、当該誓約書に必要事項を記入の上、持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便により提出すること。

9 入札説明会

入札説明会は実施しない。

10 入札参加申請書及び総合評価のための提案書の提出期限等

(1) 提出期限

ア 入札参加申請書

令和7年4月23日（水）午後5時00分まで

イ 総合評価のための提案書

令和7年5月13日（火）午後5時00分まで

## (2) 提出場所

5の部局とする。

## (3) 提出方法

持参(ただし、県の休日には受領しない。)、郵便(書留郵便に限る。提出期間内必着)又は電子メールで行う。

## (4) その他

ア 入札参加の申請をしない者は、本件入札に参加することができない。

イ 提案書等の作成に係る費用は、提案者の負担とする。

ウ 提出された提案書等は、返却しない。

エ 提出に係る詳細については、入札説明書を参照すること。

## 11 提案評価委員会におけるヒアリング

提出された提案書については、庁内の提案評価委員会の場において審議するので、入札参加者はこれに出席し、提案評価委員会におけるヒアリングに対応すること。

なお、ヒアリングにおける質問予定項目については、原則として、事前に通告するものとする。

## (1) 開催日時

令和7年5月28日(水)

## (2) 開催場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟4階南棟東側 教育総務部別室

## (3) 注意事項

事前に通告を行った質問予定項目のほか、提案評価委員会当日に委員から別途質問を行う場合があるので、留意すること。

提案評価委員会におけるヒアリングに対応しないことを理由に入札の参加資格を失うことはないが、提案書の評価の際に、不明点が確認できないことにより、技術点の評価に影響する可能性があるため、あわせて留意すること。

## 12 入札書の提出期限等

## (1) 提出期限

令和7年6月3日(火)午後5時00分

## (2) 提出場所

5の部局とする。

## (3) 提出方法

持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期間内必着)で行う。

なお、入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合は、その名称又は商号)及び「6月4日開封福岡県庶務事務システムの開発及び運用保守に係る業務委託の入札書在中」と朱書きしなければならない。郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「6月4日開封福岡県庶務事務システムの開発及び運用保守に係る業務委託の入札書在中」と朱書きしなければならない。

## (4) 注意事項

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

イ 入札書の記名は、本県に登録している代表者本人(以下「入札者」という。)の氏名を記載すること。

なお、入札手続を入札者以外の者が行う場合は、委任状を提出し、入札書の記名は当該委任状により委任された代理人(以下「代理人」という。)の氏名を記載すること。

ウ 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

オ 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札

を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

### 13 開札の日時、場所及び方法等

#### (1) 日時

令和7年6月4日（水）午前10時00分

#### (2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟4階南棟東側 教育総務部別室

#### (3) 方法

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

#### (4) 落札者がない場合の措置

開札の結果、落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあって、その全ての同意が得られれば、その場で再度入札を行う。

### 14 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

見積金額（入札書に記載する入札金額に100分の10に相当する額を加算した額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

#### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出す

ること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

### 15 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、13の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到着しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が上記14の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加者資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

### 16 落札者の決定の方法

(1) 提案書評価による「技術点」と、入札価格評価による「価格点」の合計点が最も高い者を落札者とする。ただし、次のいずれかに該当した者は失格とし、次点の者をもって落札者とする。

ア 「技術点」のうち「機能点」に係る機能要件一覧への対応状況に1項目でも「対応不可」の項目があった者

イ 「技術点」のうち「機能点」が175点に満たない者

ウ 「技術点」のうち「提案点」に係る提案内容のうち、「落札者決定基準」の別紙「評価項目表」に係る「最重要」項目及び「重要」項目について、「Eランク」の評価が1項目でもあった者

エ 「提案点」が200点に満たない者

オ 予定価格を超える入札価格により入札した者

カ 入札価格のうち運用・保守業務に係る額が、県が別に示す予算規模の額を超えている者

キ 提案評価委員会でのヒアリングにおいて、機能要件一覧への対応状況に虚偽が認められた者

(2) 最高得点者が2者以上あるときは、技術点が高い者を落札者とする。さらに技術点と同じ者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 17 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。なお、契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。

(2) この調達契約は、世界貿易機構（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）に掲載している。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

#### 18 Summary

(1) The name of contract matter

Business consignment contract of the development, operation and maintenance of General Affairs System.

- The details are described in the manual of this tender.

(2) Contract Period

From the date of contract conclusion to 31 March, 2032

(3) Delivery Location

Please find attached information for public tender

(4) Time Limit of Tender

5 : 00 P. M. 3 June, 2025

(5) Contact Point for Notice

Payroll Section, General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department and Education Payroll Section, Financial Affairs Division, Education General Affairs Department, Education Bureau, Fukuoka Prefectural Government Office, 7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan

TEL 092 - 643 - 3041

E - mail [kyuyo@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:kyuyo@pref.fukuoka.lg.jp)

#### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

令和7年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 都市計画事業の種類及び名称

久留米小郡都市計画道路事業 3・4・19-11号 東櫛原町本町線

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県久留米県土整備事務所 久留米市新合川一丁目7番27号

4 事業地の所在

## (1) 取用の部分

平成30年九州地方整備局告示第26号の事業地のうち福岡県久留米市諏訪野町地内において事業地を変更する。

## (2) 使用の部分

なし

---

**公告**

福岡県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則案について、令和6年12月20日から令和7年1月28日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり令和7年4月11日に公布しました。

令和7年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

福祉労働部障がい福祉課障がい福祉サービス指導室指定係

電話：092-643-3312

メールアドレス：shiteishidou@pref.fukuoka.lg.jp

---

**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県建築基準法施行細則（昭和26年福岡県規則第1号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

令和7年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 意見を募集しなかった理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に

関する法律（令和6年法律第53号）の制定による建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に伴い、必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

## 2 規則の公布日

令和7年3月28日

---

**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県指定確認検査機関の処分等の基準の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

令和7年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 意見を募集しなかった理由

国土交通省が行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定により手続を実施して定めた指定確認検査機関の処分等の基準と同一の内容を定めたものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

## 2 基準の改正日

令和7年4月1日

---

**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県指定構造計算適合性判定機関の処分等の基準の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

令和7年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

国土交通省が行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定により手続を実施して定めた指定構造計算適合性判定機関の処分等の基準と同一の内容を定めたものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 基準の改正日

令和7年4月1日

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により小都市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和7年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画地区計画の決定（令和7年4月11日小郡市告示第34号）

**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県児童福祉法施行細則（昭和28年福岡県規則第59号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課に備え置きます。

令和7年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和6

年厚生労働省令第119号）の制定による児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の改正に伴い、所要の規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条第1項の規定による意見公募手続は行わなかったものです。

2 規則の公布日

令和7年4月11日

**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成26年福岡県規則第57号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課に備え置きます。

令和7年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和6年厚生労働省令第119号）の制定による難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）の改正に伴い、所要の規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条第1項の規定による意見公募手続は行わなかったものです。

2 規則の公布日

令和7年4月11日

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
筑紫野市針摺東二丁目603番17及び603番323から603番340まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
北九州市八幡西区幸神四丁目7番6号  
辰巳開発株式会社  
代表取締役 今村 誠児

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

令和7年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
福岡広域都市計画道路事業 3・3・1-21号 長浜太宰府線
- 2 施行者の名称  
福岡県
- 3 事務所の所在地  
福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県那珂県土整備事務所 大野城市白木原三丁目5番25号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
春日市須玖南三丁目、須玖南六丁目、須玖南七丁目、  
須玖北六丁目及び須玖北七丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし

**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事

業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和7年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営奥八女東部地区土地改良（区画整理）事業計画書の写し	令和7年4月11日から 令和7年5月14日まで	八女市役所矢部支所 建設係

**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和7年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営奥八女東部地区土地改良（農道整備）事業計画書の写し	令和7年4月11日から 令和7年5月14日まで	八女市役所黒木支所 農林係

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により筑紫野市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

令和7年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画下水道（令和7年3月18日筑紫野市告示第34号）

**公告**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 11 日

福岡県知事 服部 誠太郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
田川市	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	地籍図及び地籍簿	大字位登の一部	令和 7 年 3 月 21 日
田川市	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	地籍図及び地籍簿	大字夏吉の一部 (伊田地区)	令和 7 年 3 月 21 日
田川市	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	地籍図及び地籍簿	大字夏吉の一部	令和 7 年 3 月 21 日
田川市	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	地籍図及び地籍簿	大字川宮の一部	令和 7 年 3 月 21 日
田川市	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	地籍図及び地籍簿	本町の一部	令和 7 年 3 月 21 日
大任町	平成 26 年度から 平成 28 年度まで	地籍図及び地籍簿	大字今任原の一部	令和 7 年 3 月 21 日